

伊 監 第 7 0 号  
平成 30 年 6 月 19 日  
(2018 年)

様

伊丹市監査委員 寺田 茂晴

伊丹市監査委員 杉 一

### 公の施設の指定管理者監査（フォローアップ）結果報告

地方自治法第199条第7項の規定により、前回の公の施設の指定管理者監査の指摘事項に対する措置状況について実施した監査の結果は、次のとおりでした。

同条第9項の規定に基づき提出いたします。

#### <監査の対象>

伊丹市立女性・児童センター指定管理者

一般社団法人 すくえあ・いたみ

#### 所管部局

市民自治部

共生推進室

同和・人権推進課

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査（フォローアップ）（地方自治法第 199 条第 7 項による監査）

## 第2 監査の対象

本市の監査結果において指摘を行う事項については、監査リスクの観点から分類し、初歩的な誤りで改めるべきものは口頭で指導を行い、改善を要するものについては文書による指摘を行い、その各々について改善措置の報告を受けています。

改善措置については、すぐに改善できるものと対応に時間を要するものがあるため、原則として監査実施 2 年以内の年度において、指摘事項に対する措置状況を確認し、改善が認められない事項については改善への取組みを促し、監査の実効性を高めることを目的として計画的にフォローアップ監査を実施します。

本監査は、平成 28 (2016) 年度に公の施設の指定管理者監査を実施した伊丹市立女性・児童センターの指定管理者である一般社団法人すくえあ・いたみ及び所管部局である市民自治部共生推進室同和・人権推進課に対して、監査を実施しました。

## 第3 監査の着眼点

所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、主に、以下の着眼点により監査を実施しました。

① 所管部局の事務について	<ul style="list-style-type: none"><li>・管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。</li><li>・協定書等には、必要事項が適正に記載されているか</li><li>・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。</li><li>・事業報告書の点検は適切になされているか。</li><li>・指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。</li><li>・協定書、仕様書等に基づき、適切に施設、備品が管理されているか</li><li>・協定書、仕様書等に基づき、適切に事業が実施されているか</li><li>・指定管理者制度の採用により、効率的な管理、運営を図られ、利用促進が働くものとなっているか。指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。</li><li>・指定管理者の施設利用に関する権限の行使は適正か。</li><li>・利用料金制を採用せず、指定管理者が使用料等を徴収又は収納している場合、その使用料等を適正に払い込んでいるか。</li></ul>
② 公の施設の指定管理者の事務について	<ul style="list-style-type: none"><li>・条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか</li><li>・公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか</li></ul>

	・公の施設の管理に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正になされているか
--	------------------------------------

なお、監査対象ごとに、事務の執行体制、各事務にかかる業務量と頻度、事務処理の複雑性等から誤り等が発生するリスクを考慮し、監査を実施しました。

#### 第4 監査の主な実施内容

本監査の実施に当たっては、前回監査の指摘事項に対する措置状況の報告を受け、関係帳簿及び書類の提出を求めて確認、突合、閲覧を行い、必要に応じて指定管理者及び所管部局の関係職員より事情を聴取し、あるいは指定管理者及び所管部局へ赴き実査する等、伊丹市監査基準に則り、公正妥当な監査方法により実施しました。

#### 第5 監査の日程

平成30年(2018年)4月4日～平成30年(2018年)5月28日

#### 第6 監査の結果

監査の結果、監査対象とした指摘事項に対する措置状況は、以下に示すとおりです。おおむね改善が図られていると認めました。

## I 前回指摘事項の改善状況

### <総括>

区 分	調査 件数	結 果			
		改善 済み	改善 見込み	改善 に向け 取組中	未措置
同和・人権推進課	5	4	1	0	0
すくえあ・いたみ	2	1	1	0	0
合 計	7	5	2	0	0

### <フォローアップ監査調査表>

[所管部局：同和・人権推進課]

#### 1 使用許可について

##### (1) 児童プールの貸切使用について

前 回 指 摘
<p>伊丹市立女性・児童センターには、働く女性の家、児童会館、児童プールが設置されています。これらの施設のうち、働く女性の家については、伊丹市立女性・児童センター条例第8条に専用使用の許可に関する規定が定められていますが、児童会館と児童プールについては、専用使用の許可に関する規定は定められていません。しかし、児童プールにおいては、開場時間外である7月1日から夏休みに入る前までの平日午前中に限って、市内の幼稚園や保育所が専用使用して貸し切ることを認めています。児童プールの貸切使用を認める根拠が明確となるよう適切な措置を講じてください。</p>
監 査 調 査 報 告
<p>&lt;改善済み&gt; 平成29(2017)年度より、指定管理者の自主事業として、市内の幼稚園や保育所に対する児童プールの開放が行われていることを確認しました。</p>

##### (2) 児童プールの開場時間について

前 回 指 摘
<p>伊丹市立女性・児童センターの開館時間は、伊丹市立女性・児童センター条例第6条第1項において午前9時から午後5時15分までと定められ、同条第2項により、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる旨が規定されています。しかし、児童プールにおいては、例年7月1日から夏休みに入るまでの平日は午後1時から午後5時15分まで、7月1日から夏休みに入るまでの休日と夏休み期間中は午前9時30分から午後5時15分までとして開場しています。児童プールの開場時間については、上記のとおり市長の承認が必要となります。しかし、この承認手続が行われていませんでした。児童プールの開場時間が条例に則したものとなるよう適切な措置を講じてください。</p>

監査調査報告
<p>&lt;改善済み&gt;            児童プールの開場時間について承認申請書の提出を求め、承認していることを確認しました。</p>

## 2 使用料について

### (1) 児童プール使用料の減免について

前回指摘
<p>伊丹市立女性・児童センター条例第 14 条第 1 項に基づき、児童プールの利用者から使用料を徴収しています。この使用料については、同条第 3 項及び同条例施行規則第 13 条第 1 項に基づき、減免が行われています。</p> <p>① 市内の幼稚園や保育所が貸切使用をする際に幼児及び引率職員の使用料が減免されていますが、上記規則第 13 条第 2 項に基づく減免申請書の提出がなく、減免することについて明確な意思決定の手続きが行われていません。減免手続を適切に行ってください。</p> <p>② 22 年度以前より身体障害者及びその介護者の使用料が減免されており、運用上、受付にて障害者手帳を提示することで減免申請書の提出があったものとみなす取扱いが行われていますが、条例及び規則には、このような取扱いを行う旨の規定は定められていません。これに対し、4 歳未満の者に対する減免については、上記規則第 13 条第 3 項において、資格を証する書面の提示をもって減免申請書の提出とみなす旨の規定が定められています。恒常的な減免を簡易な手続で行うことについては、処分の公正性と透明性を確保することが求められますが、一方は根拠規定が明文化されており、もう一方は明文化されておらず、不統一な状態になっています。身体障害者に対する減免は今後も恒常的に行うことが見込まれますので、4 歳未満の者に対する減免と同様に明文化することについて、その必要性を含めて検討してください。</p>
監査調査報告
<p>&lt;改善済み&gt;            ① 指定管理者に対し自主事業承認申請及び使用料減免申請の提出を求め、減免を承認していることを確認しました。</p>
<p>&lt;改善済み&gt;            ② 伊丹市立女性・児童センター条例施行規則第 13 条が改正され、障害者及びその介護者について、資格を証する書面の提示による減免手続が明文化されていることを確認しました。</p>

## 3 報告・連絡について

### (1) 指定管理者からの収支報告書について

前回指摘
<p>伊丹市立女性・児童センターの管理に関する基本協定書第 30 条において、指定管理者は、毎年度終了後、5 月 31 日までに、年間の管理経費等の収支状況等を提出しなければならないとされており、同協定第 31 条において、月間の収支状況については毎月翌月末までに提出することとなっています。</p> <p>指定管理者からは、年間事業報告書とは別に年間収支状況報告書として損益計算書及び</p>

予算執行状況報告書が提出されていました。この予算執行状況報告書に、法人税や法人登記にかかわる経費、法人理事会等の参加に対する役員報酬など指定管理施設の管理経費に該当しない経費が含まれていました。

また、月間の収支状況報告として支出予算の執行状況報告書のみが提出されており、収入が報告されていませんでした。そのほかにも、年間、月間いずれの事業報告書も一部提出期限が守られていませんでした。

施設管理経費の収支状況は、指定管理者の評価や施設の事業についての方針決定のための重要な材料で、正確な把握が必要です。同協定第30条、第31条では、市は提出された報告書について確認をすることとなっていますが、内容確認が十分に行われていたとは言えない状況となっていました。協定書に基づき、指定管理者から報告された収支状況を確認し、誤りがあれば、訂正を求めてください。

#### 監査調査報告

##### <改善済み>

収支報告書が5月31日までに提出されていることを確認しました。また、収入状況の報告が行われ、指定管理業務と法人運営に係る経費が確認できるように区分されていることを確認しました。

## (2) 指定管理者からの事業報告書について

#### 前回指摘

年間事業報告書を受領していますが、受領日及びその内容が適切ではありません。受領した報告書の内容を確認し、必要に応じて適切な報告を求めて下さい。具体的な事項は下記のとおりです。

- ① 事業報告が行われているものの、施設実施事業、市の事業が区分されることなく報告されています。また、自主事業報告書が提出されているものの、事業報告には記載されていません。このように事業報告がわかりにくい状況となっています。
- ② 修繕料の年間報告を受けていますが、協定書等に明記されている精算処理の対応が決裁文書に明記されていません。事業の報告書の取扱いとしては、不適切な状況となっています。
- ③ 指定管理業務は委託業務と異なり完了報告は年間事業報告書で行われるものです。しかし、委託業務と同様の完了報告書を受領しています。そのため、完了報告書の内容も誤っていました。
- ④ 第三者への委託に関する申請、許可が適切に行われていません。協定書に示されているとおり、毎年度、指定管理者の業務内容を把握するためにも、書面による申請・承認を行って下さい。
- ⑤ 現在の雨天時等のプール閉鎖時の手続は、指定管理者との電話対応のみで行っており、適切な対応ではありません。施設の臨時開館・休館の手続については、原則として事前に許可書による対応を行ってください。また、緊急を要する場合には、事後、早急に文書による処理を行ってください。これらの処理については、伊丹市事務分掌規則の規定に基づき、部長までの決裁を行い適切に処理して下さい。

#### 監査調査報告

##### <改善見込み>

- ① 平成29(2017)年度の年間事業報告より指定管理事業、自主事業を区分して報告するよう指導しているため、改善が見込まれます。
- ② 平成28(2016)年度の修繕料精算報告より、決裁文書に精算処理の対応を明記していることを確認しました。

- ③ 年間事業報告書をもって完了報告としていることを確認しました。
- ④ 第三者への委託については、指定管理者から書面により申請を求め、承認していることを確認しました。
- ⑤ 臨時休館については、伊丹市事務分掌規則の規定に基づき、決裁処理が適切に行われていることを確認しました。

[指定管理者：一般社団法人 すくえあ・いたみ]

1 報告・連絡について

(1) 指定管理者の収支報告書について

前回指摘
<p>伊丹市立女性・児童センターの管理に関する基本協定書第 30 条において、指定管理者は、毎年度終了後、5月 31 日までに、年間の管理経費等の収支状況等を提出しなければならないとされています。</p> <p>指定管理者は、年間の収支状況の報告書として損益計算書及び予算執行状況報告書を提出していますが、提出期限が過ぎていました。さらに、いずれの資料にも、法人税や法人登記にかかわる経費、法人理事会等の参加に対する役員報酬など指定管理施設の管理経費に該当しない経費が含まれていました。</p> <p>また、月間の収支状況報告として支出予算の執行状況報告書のみが提出されており、収入が報告されていませんでした。</p> <p>講座料等の収納に関する伝票を確認したところ、整理が適切に行われていない部分がありました。</p> <p>施設管理経費の収支状況は、指定管理者の評価や施設の事業についての方針決定のための重要な材料で、正確な把握が必要です。今後、適切な報告を行って下さい。</p>
監査調査報告
<p>&lt;改善済み&gt;</p> <p>平成 28(2017)年度の年間事業報告が5月 30 日に提出され、収支状況について、法人に係る経費と区分し、報告されていることを確認しました。また、月間の収支状況報告において、収入の状況についても報告されていることを確認しました。さらに、講座料等の収納に関する伝票を確認したところ、適切に整理されていました。</p>

(2) 指定管理者の事業報告書について

前回指摘
<p>年間事業報告書を送付しておりますが、この報告書に含めるべき内容が別途文書として提出されています。今後はそれらを取りまとめ適切な形式で報告して下さい。また、報告内容については、次の事項について適正化を図って下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 事業報告が行われているものの、施設実施事業、市の事業が区分されることなく報告されています。また、自主事業報告書を提出されているものの、事業報告には記載されていません。このように事業報告がわかりにくい状況となっています。</li><li>② 指定管理業務は委託業務と異なり完了報告は年間事業報告書で行うものです。しかし、委託業務と同様の完了報告書を送付しています。そのため、完了報告書の内容も誤っていました。</li><li>③ 指定管理業務の実施に関して、第三者への委託に関する申請、許可が適切に行われていません。協定書に示されているとおり、毎年度、書面による申請・承認を行って下さい。</li></ol>
監査調査報告
<p>&lt;改善見込み&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 平成 29(2017)年度の年間事業報告より、指定管理事業と自主事業を区分して報告するよう同和・人権推進課から指導されているため、改善が見込まれます。</li><li>② 年間事業報告書をもって、完了報告としていることを確認しました。</li></ol>



③ 第三者への委託については、指定管理者から市に対して書面により申請を求め、承認していることを確認しました。